



CCSBT-CC/1710/10

## Proposed Draft Revised CCSBT Authorised Vessel Resolution CCSBT 許可船舶決議の改正に関する提案

### 1. Introduction

#### 序論

The CCSBT Secretariat has identified a gap (lack of freezing capacity information) in the vessel information currently required to be submitted by Members in accordance with CCSBT's Authorised Vessel Resolution. Therefore, the Secretariat proposes that this information be required for all vessels that are CCSBT-authorized on 1 January 2023 or later. CCSBT 事務局は、CCSBT 許可船舶決議に従ってメンバーが現在提出を義務付けられている船舶情報にギャップ（冷凍能力情報の欠落）があることを確認した。このため事務局は、2023年1月1日以降に CCSBT において許可される全船舶に当該情報の提出を義務付けることを提案する。

### 2. Background

#### 背景

The scope of the CCSBT's Transshipment Resolution is limited to apply to Large-Scale Fishing Vessels (LSTLVs)<sup>1</sup>. A LSTLV is defined as being, "A tuna longline fishing vessel with Freezing Capacity", and further that "A vessel is deemed to have Freezing Capacity if it has a freezer which is capable of storing more than 500 kilograms of SBT at -30 °C or below". However, CCSBT's Authorised Vessel Resolution does not require Members to submit information on freezing capacity. This means that, especially for smaller fishing vessels, the Secretariat cannot determine which vessels fall under the scope of and so are required to comply with CCSBT's Transshipment Resolution.

CCSBT 転載決議の適用範囲は大型まぐろはえ縄漁船 (LSTLV) に限定されている<sup>1</sup>。同決議において、LSTLV は「冷凍能力を備えたまぐろはえ縄漁船」と定義されており、さらに「摂氏-30度以下で500キログラム以上の保持能力を有する冷凍庫を備えている場合、当該漁船は冷凍能力を備えているものとみなされる」と規定している。しかしながら、CCSBT の許可船舶決議は、メンバーに対して冷凍能力に関する情報の提出を定めていない。このことは、特に小型漁船に関して、どの船舶が同決議の適用範囲に入るのか、ひいてはどの船舶が CCSBT 転載決議を遵守しなければならないのかを事務局が判断できないことを意味する。

---

<sup>1</sup> Paragraph 9 of CCSBT's Transshipment Resolution states: "*The Commission hereby establishes a program to monitor transshipments at sea involving SBT which applies only to LSTLVs and to Carrier Vessels authorised to receive transshipments from these vessels at sea.*" CCSBT 転載決議パラグラフ9では「委員会は、LSTLVs 及び洋上においてそれら漁船から転載物を受ける権限を付与された運搬船にのみ適用される SBT の洋上転載監視のための計画を策定する。委員会は、本決議をレビューし、適当であれば修正を行わなければならない」と規定している。

### 3. Draft Revised CCSBT Authorised Vessel Resolution

#### CCSBT 許可船舶決議改正案

A draft revised CCSBT Authorised Vessel Resolution is provided at **Attachment A** for Members' consideration. If Members agree to require the collection of freezing capacity information, then CCSBT's standard authorised vessel submission template will also need to be updated correspondingly.

メンバーによる検討のため、CCSBT 許可船舶決議改正案を別紙 A に示した。メンバーが冷凍能力に関する情報収集の義務化に合意した場合は、許可船舶情報を提出するための CCSBT における標準的なテンプレートも合わせて改正する必要がある。

### 4. Recommendation

#### 勧告

The Compliance Committee is requested to:

Consider whether to recommend adopting the revisions to the CCSBT's Authorised Vessel Resolution proposed at **Attachment A** (effective for all vessels that are CCSBT-authorized on 1 January 2023 or later) as well as corresponding changes to CCSBT's authorised vessel submission template.

遵守委員会は、別紙 A に提案された CCSBT 許可船舶決議改正案（2023 年 1 月 1 日以降に CCSBT で許可される全ての船舶に対して発効するもの）並びに同決議改正に伴う CCSBT 許可船舶情報提出テンプレートの修正について採択するよう勧告するかどうかについて検討するよう要請されている。

**Prepared by the Secretariat**

事務局作成文書

みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録に関する決議  
(第~~296~~回委員会年次会合 (20~~22~~~~19~~年 10 月 1~~47~~日) において改正)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

“違法、無規制、無報告漁業 (IUU) 及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議” (以下“原決議文”と言う) が、2003 年の第 10 回年次会合で採択されたことに留意し、

CCSBT のこの原決議文では対象とならない非加盟国の 24 メートル未満の漁船によるみなみまぐろの漁獲が相当量あることにさらに留意し、

IUU 漁業活動を阻止するために早急に包括的な対策をとる必要性を考慮し、

拡大委員会が、2013 年に「みなみまぐろ (SBT) に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議」を採択したことを考慮し、

輸入国にとって生鮮まぐろ製品の効果的な検査体制の確立の技術的な困難性を認識し、

CCSBT 条約第 8 条 3 (b) に従い、次のとおり合意する。

1. 締約国、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。
  - a. 自国の登録下にあるすべての船舶がみなみまぐろの IUU 漁業活動を行わないよう確保する。
  - b. 関連の法律と合致したかたちで、IUU 漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる。
  - c. みなみまぐろに関する IUU 漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた、自国の IUU 措置の実施状況をレビューする。
2. 拡大委員会は、みなみまぐろを漁獲する許可を受けた漁船 (以下“漁船”又は“FVs”という) の CCSBT の記録を設立し、保持する。この勧告の目的のために、この記録に記載されない漁船は、漁船の大きさに関わらず、みなみまぐろ

を漁獲し、船上に保持し、転載し、又は水揚げする許可を有していないものと見なされる。

3. メンバー及び協力的非加盟国は、許可漁船の CCSBT の記録における以下の区分の漁船に対して、IMO ナンバーの発行を受けさせるよう確保するものとする。

- SBT を漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる全ての漁船(ただし木造船及びファイバーグラス船を除く)であって、かつその大きさが総トン数 100 トン以上である全ての漁船
- 2021 年 1 月 1 日以降にあっては、SBT を漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる木造船及びファイバーグラス船であって、かつその大きさが総トン数 100 トン以上である漁船
- 2022 年 1 月 1 日以降にあっては、総トン数 100 トン未満かつ全長 (LOA) 12 メートルを下限とする全ての船内機船であって、旗国の管轄外の水域において操業することを許可された漁船

4. 拡大委員会のメンバー (以下“メンバー”という) 及び協力的非加盟国は、みなみまぐろの漁獲を許可された自国旗を掲げる漁船のリストを、可能な場合には電子的手段により、事務局長に提出しなければならない。このリストには、次の情報を含まなければならない。

- ロイド/IMO ナンバー (該当する場合)
- 船舶の名称、登録番号
- 以前の名称 (該当する場合)
- 以前の船籍国 (該当する場合)
- 他の登録からの抹消に関する過去の詳細 (該当する場合)
- 国際無線信号符字 (該当する場合)
- 船舶の形態、船体の全長、登録総トン数 (GRT)
- 所有者の氏名、住所
- 操業者の指名、住所
- 使用漁具
- 漁獲ないし転載が認められた許可期間
- 船舶の冷凍能力<sup>1</sup>の有無 (有又は無)

メンバー及び協力的非加盟国は、このパラグラフに基づき、船舶のリストを初めに提出する場合、どの船舶が新規に追加されたか、また、事務局長に提出さ

---

<sup>1</sup> 摂氏-30 度以下で 500 キログラム以上の保持能力を有する冷凍庫を備えている場合、当該漁船は冷凍能力を備えているものとみなされる。

れたリストに現在掲載されている船舶の代船を意味するかを示さなければならない。当初の CCSBT の記録は、このパラグラフに従い提出されたすべてのリストからなる。

5. メンバー及び協力的非加盟国は、当初の CCSBT 記録の設立の後には、当該記録への追加、削除、修正については、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知しなければならない。

6. 事務局長は、CCSBT の記録を保持し、メンバー及び協力的非加盟国が留意した機密性の要件と合致したかたちで、CCSBT のウェブサイトへの掲載を含めた電子的手段を通じて、記録の広報を行うためのあらゆる措置を講じなければならない。

7. 記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
- b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び/又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

8. メンバー及び協力的非加盟国は、懲罰的及び制裁的行動を含めパラグラフ 7 に従ってとられた自国内の行動及び措置を検討し、情報開示に関する国内法と合致したかたちで、遵守委員会の各会合に対して、検討の結果を報告する。遵守委員会はそのような検討の結果を考慮し、適切な場合には、CCSBT の記録に掲載されている漁船の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に、当該船舶

による CCSBT の保存・管理措置の遵守を向上させるさらなる行動を行うよう要請する。

9. a) メンバー及び協力的非加盟国は、適用可能な国内法に基づき、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止するための措置を講じる。

b) CCSBT の漁獲証明制度に関する CCSBT の保存管理措置の効果を次により確保する。

- i) 旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されている漁船についてのみ、CDS 文書を確認しなければならない。
- ii) メンバー及び協力的非加盟国は、漁船によって漁獲されたみなみまぐろが、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、CCSBT の記録に掲載された船舶について確認された CDS 文書を伴うことを求めなければならない。
- iii) メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書の偽造又は誤記載が発生しないよう協力しなければならない。

10. メンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されていない漁船がみなみまぐろの漁獲及び/又は転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、事実関係を事務局長に通知しなければならない。

11. パラグラフ 9 で言及された船舶がメンバー及び協力的非加盟国の旗を掲げている場合、事務局長は、当該メンバー及び協力的非加盟国に対し当該船舶がみなみまぐろを漁獲することを防ぐために必要な措置を講ずるよう要請する。

12. 拡大委員会及び関係するメンバー及び協力的非加盟国は、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるために、適宜同様の性格の記録の設定を含め、実行可能な場合には、適切な措置を策定し実施する上で最善の努力を尽くす。そのような悪影響とは、IUU 漁船のみなみまぐろ漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。

13. 拡大委員会がパラグラフ 9 に記された措置の実施を決定する前に、拡大委員会及びメンバーは、この決議について通知し協議を行うためすべての関連国と連絡をとり、この決議に適応するための十分な時間を与える。また、拡大委員会及びメンバーは、非締約国がメンバー又は協力的非加盟国となるよう引き続き奨励する。

14. 本決議によって、~~2014年10月16日の第21回年次会合において採択された、「違法、無規制、無報告漁業（IUU）及び24メートル以上のみなまぐろ漁業許可船のCCSBTの記録の設定に関する決議」及び過去の全ての「みなまぐろ漁業許可船のCCSBTの記録に関する決議」は破棄される~~改正される。